

# 身体障害者認定について

ペースメーカー移植術を行った患者様は身体障害者福祉法により  
身体障害者の認定を受けることができます

## 【身体障害者認定について】

申請を希望する場合は、区役所の申請書類に必要事項を記入し、身体障害者診断書を添えて、お住い地域の福祉事務所、あるいは区・市役所の福祉課へ提出してください。書類は「お住い地域の区・市役所でのお渡し」「郵送でのお渡し」「東京都心身障害者福祉センターのホームページからのダウンロード」にて準備をしていただくことができます。

詳細はお住い地域の区・市役所の福祉課、あるいは福祉事務所へお問合せください。

## 【等級について】

初回申請時には身体障害者1級となることがほとんどですが、再認定の際に多くの患者様は等級が下がることとなります。

再認定時の等級は、心不全症状などがなく生活が出来ている場合、3級、または4級に下がります。

